

# 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令について

平成20年6月  
海事局海技資格課

## I. 改正の背景

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づき、海技免許に係る試験の種別、教育機関を卒業した者に対する乗船履歴の特例等必要な事項を定めています。

現在、商船系の船員教育機関における3級海技士（航海）資格の取得に係る乗船履歴には、独立行政法人航海訓練所が実施する帆船実習が義務付けられています。船員教育のあり方に関する検討会報告（平成19年3月）における帆船実習の義務付け廃止の提言及び独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）における航海訓練所の事業の見直しに係る帆船実習の義務付け廃止の決定を踏まえ、所要の改正を行うこととします。

## II. 改正の概要

### 1. 帆船実習の義務付けの廃止（別表第6関係）

商船系の船員教育機関における3級海技士（航海）資格の取得に係る乗船履歴に義務付けられている帆船たる練習船による実習について、その義務付けを廃止することとします。

### 2. その他

その他所要の改正を行うこととします。

## III. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成20年7月下旬

施 行 平成20年7月下旬